

川崎市気候変動情報センターの設置について

○齊藤武弥（川崎市環境総合研究所）

川崎市では地域における適応策の促進を図るため、気候変動・適応に係る調査研究や情報発信を行っていたが、国は地域の適応を促進するため、気候変動適応法を施行（平成30年12月）した。この主旨を踏まえ川崎市環境総合研究所内に同法第13条で定める情報発信等の拠点として、「川崎市気候変動情報センター」を令和2年4月1日に設置したため次の通り報告する。

1 はじめに

気候変動の影響は既に現れており、気候変動影響への対応が必要であることについては議論の余地がない。はじめに本市における気候変動の状況と、気候変動影響への対応である「適応策」について触れる。

気温や降水などを長期間で平均した状態のことを気候と言うが、これらは一定ではなく変動しており、自然現象による気候変動に、人為的効果が加わることで、気候変動はより強く早く表れる。これを気候変動という。市内でも影響が表れており、年平均気温は、市で測定を開始した1985年以降上昇傾向にある。（図1）

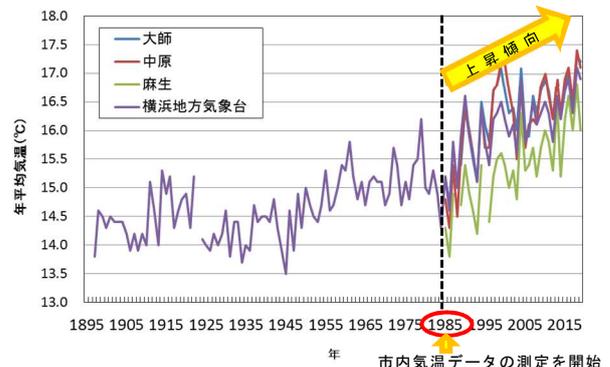


図1 市内等における年平均気温推移

気候変動の影響は、既に様々なところに現れており、気温上昇による熱中症の発生や、短時間強雨や台風の大型化などによる自然災害など、気候変動の影響に対応していく必要がある。加えて、最大限の「緩和策（温室効果ガスの排出削減）」を行っても、過去に排出した温室効果ガスにより、ある程度

の気候変化は避けられない。このため、影響に対してとり得る対策として、変化した気候のもとで悪影響を最小限に抑える「適応策」が重要となってくる。（図2）。



図2 気候変動と「緩和策」・「適応策」の関係

2 川崎市における

適応策の取り組み

「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」を2018年3月に改定し、温室効果ガス排出量の削減等に取り組むことに加え、計画の方針に「気候変動への適応を進める」ことを新たに加えており、気候変動適応法（以下、「適応法」という。）第12条に規定される地域気候変動適応計画としても位置付けられている。計画の中で本市において重点的に取り組むべき5つの施策を次のとおり定めている。

- ① 治水・水害対策の推進
- ② 熱中症対策の推進
- ③ 感染症対策の推進
- ④ 暑熱対策（ヒートアイランド対策含む）の推進
- ⑤ 気候変動に関する観測、分析、調査研究等の推進

3 地域気候変動適応センターの設置検討や手続き

本市では法の施行に先立ち、方針や計画に基づく適応策の取り組みを進めて来た経緯があることから、こうした経験を活かし、適応法の可決を契機として気候変動適応法第13条に定める地域気候変動適応センター（以下、「適応センター」という。）の設置に向けて検討を開始した。

3.1 設置検討

3.1.1 設置根拠の積み上げや他都市の情報収集

適応法の中で、適応センターの設置は地方自治体の努力義務であったことから、設置が必要であることの原因を整理するとともに、先行して適応センターを設置していた複数の県にヒアリングを実施した。

3.1.2 研究所に設置する妥当性の検討

環境総合研究所では、従前からヒートアイランドや暑熱環境など、気候変動に係る調査研究を行っていた経緯があったことに加え、適応法の通知の中で、機能を確保する部署の例として地方環境研究所を挙げていることから、研究所内に設置する方向性に収束した。

3.1.3 組織や職員の配置の検討

適応センター設置に伴う新たな業務について増員も含めて検討したが、増加する事務量が未知数であったことなどから、これまでの研究所の取り組みを活かして現行の体制により設置・運営することとした。

3.2 手続き等

3.2.1 本庁との業務等調整

適応策の推進に向けて、本庁組織である地球環境推進室と受け持ち業務や適応センターの具体的な取り組み内容について協議を行った。

3.2.2 庁内における合意形成

適応センター設置の合意形成では、設置の必要性やなぜ「今」設置するのかが論点となったが、適応策はその考え方の浸透をはじめ、時間がかかる取り組みが多く想定されるため早期の取り組み開始が望ましいなどの理由から2020年4月の設置について首長の合意が得られた。

3.2.3 事業所事務分掌規則の改正

適応法の中で、自治体が適応センターの機能を確保する場合には、規則等にその位置付けを計画や条例・規則等に明らかにすることを示しており、適応センターの機能確保を明示するため、川崎市事業所事務分掌規則に所掌事務を追記した。

4 気候変動情報センターの取り組み

前項の手続き等の手順を経て、適応法第13条に定める適応センターとしては政令市初となる「川崎市気候変動情報センター（以下、「情報センター」という。）」を2020年4月1日に設置した。情報センターの事業スキームは次（図3）に示すとおりである。

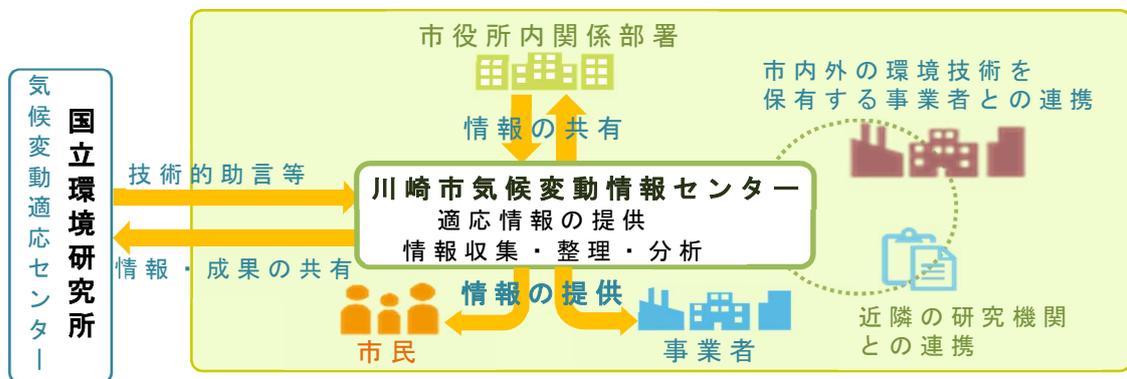


図3 情報センターの事業スキーム

また、これまでの取り組みとして主なものを次のとおりである。

4.1 熱中症予防啓発

消防や保健部局と連携した熱中症予防啓発や、市内の気温データ等との関係性を整理し取りまとめた熱中症発生状況等調査の結果をホームページへ掲載したほか、熱中症警戒アラート（試行）の情報をSNSにより20回程程度発信（図4）した。



図4 SNSによる熱中症予防啓

4.2 市民・事業者等へのアンケート調査の実施

適応策の推進検討の基礎資料とするため、気候変動への危機感や適応策に係る認識の状況把握を目的とした意識調査を実施した。

4.3 庁内横断的会議体の立ち上げ

気候変動影響や適応策に係る情報共有等、庁内横断的な取り組み促進に向けた協議を行う会議体として「気候変動適応部会」を新設した。

4.4 気候変動影響や適応に係る調査研究の推進

- ① 市内の気温経年変化や猛暑日日数に関する調査
- ② 熱中症発生状況解析（状況等別熱中症搬送状況の要因分析）
- ③ 国立環境研究所との共同研究（屋内の暑熱環境に係る調査研究）
- ④ 都市農地の暑さ対策効果に係る文献調査や測定手法検討 など

5 情報センターの取り組み上の課題

気候変動や適応策については、一般的にはまだ危機意識や話題性は高くないと思われる。こうした状況等も鑑み、次の3点を今後解決すべき課題として列挙する。

5.1 効果的な熱中症予防啓発

本市調査では他都市同様に高齢者に多く熱中症搬送が発生している。このため、高齢者の熱中症予防の情報を収集し、高齢者や高齢者を支援する人等の関係者に向けて効果的な発信手法することが重要である。

5.2 市民や事業者の行動変容につながる情報の発信

気候変動は長い目で見て現れる僅かな変化であり、水害などの直後は意識が高まるが長くは継続しない。適応について日々意識して備えてもらうための情報発信手法の工夫や検討が必要である。

5.3 情報センター取り組みの効果検証

庁内外への気候変動に係る情報の発信や、熱中症の予防啓発、調査研究成果の活用など、その効果について定量化が困難であるものが多く、取り組み効果の見える化も考慮すべき課題である。

6 おわりに

世界が最も厳しい緩和努力を行い、平均気温の上昇を産業革命前に比べて2℃以内にとどめられたとしても、我が国において気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、海面の上昇などが生ずる可能性があると言われている。

こうした気候変動の影響は市の様々な事務事業に関係することが想定されるが、個々の事業と適応策の関係性を網羅的に把握するのは困難であることから、当面は適応策の関係部署を集めた庁内会議体の中で、適応策に係る意識の共有を図り、徐々に全庁に浸透させていく必要がある。

また、適応策の重要性は更に高まっていくことは明らかであることから、市民、事業者、庁内における適応策の促進に向けて、効果的な情報収集・発信していくことが必要である。